

OANDA Japan 店頭デリバティブ取引約款

(2023年9月8日)

新	旧
<p>第30条（届出事項の変更届出）</p> <p>お客様が当社に届け出た氏名、名称、住所、事務所の所在地、連絡先、銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、書面又は別途定めた手続きによって、当社に対し遅滞なくその旨を届け出るものとします。</p> <p>2. お客様が当社に届け出た事項を確認するため当社がお客様へ連絡を試みても関わらず、連絡できない場合には、本取引口座を停止できるものとします。</p>	<p>第30条（届出事項の変更届出）</p> <p>お客様が当社に届け出た氏名、名称、住所、事務所の所在地、連絡先、銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、書面又は別途定めた手続きによって、当社に対し遅滞なくその旨を届け出るものとします。</p> <p>(新規)</p>
<p>第34条（免責事項）</p> <p>本約款のほかの条項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(10)</p> <p>(11) <u>当社が第30条第2項の規定に従いお客様の本取引口座を停止した場合における損害</u></p>	<p>第34条（免責事項）</p> <p>本約款のほかの条項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(10)</p> <p>(新規)</p>
<p>第41条（附則）</p> <p>(略)</p> <p><u>2023年09月25日 改正</u></p>	<p>第41条（附則）</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>